

## J AカードローンⅡ（基金協会保証型）

令和3年4月1日現在

お使いみち	◎生活に必要な資金としてご自由にお使いいただけます。
ご利用いただける方	◎個人のJ A組合員の方。 （農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・手続等はJ A融資窓口までご相談ください。） ◎借入時の満年齢が20歳以上70歳未満の方。 ◎前年度税込年収が、150万円以上。 ◎生活の本拠が定まっており、原則として地区内に居住している方。 ◎J Aとの間で他のカードローン取引を行っていないこと。 ◎保証機関（和歌山県農業信用基金協会）の保証が得られる方。 ◎その他J Aが定める条件を満たしている方。
ご融資極度額	◎50万円以内（10万円単位）
ご契約期間	◎2年間（契約更新時J Aにおいて点検し、信用状況に支障がない場合は更に2年間延長します。）
ご返済方法	◎毎月10日に原則1万円をご返済いただきます。 ご返済は、ご返済指定口座から自動引落しいたします。
ご融資利率	◎J AのカードローンⅡ利率 ※変動金利型のみとなります。 ※利息は毎月10日に保証料と併せて、貸越残高に元加します。
担保	◎不要です。
保証	◎和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので保証人は不要です。 （保証料率年2.0%） ※保証料は毎月10日に利息と併せて、貸越残高に元加します。
融資事務手数料	◎J Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。
繰上返済手数料	◎必要ありません。
最低出資金額	◎組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。 出資金額は、J Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A支店（所）またはJ A本店（所）に設置のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 <b>各組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口はこちらをクリックください。</b> また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。 J Aバンク相談所を通じてのご利用となりますので、J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。
その他	◎お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 ◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、J A融資窓口までお問合せください。